

保育所等の入所に関する注意事項



沖縄市エイサーキャラクター

入所後の継続についても同様ですのでご注意ください！



沖縄市エイサーキャラクター

●在園児のいるご家庭へ

- ① 年度の途中で世帯の状況が変わった場合（婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当の支給停止、障がい世帯への変更、所得の修正申告等）は、その日の属する月の翌月初日（その日が初日の場合は当月）から保育料の階層区分の変更を行います。書類を提出していただく必要がありますので、必ず、保育・幼稚園課（入所係）へご連絡ください。ただし、過年度に遡及しての変更は行いません。
※世帯の税額によっては、保育料に変更がないこともあります。
- ② 求職活動を理由とした認定期間は、原則申請日から90日を限度にその日が属する月末までとなります。
- ③ 年度の途中で別の保育所（園）へ転園（保育所を移る）を希望される場合は、退所後、希望の保育所（園）に空きができるまで待つことになります。
- ④ 他市町村へ転出する場合、認可保育所（園）へ在籍できるのは、転出届を提出したその月の末日までになります。
- ⑤ 退所する場合は、退所する月の10日までに保育・幼稚園課へご連絡ください。
※退所届の提出が必要になります。

●入所取り消し及び退所となる場合

- ① 入所は、書類審査及び家庭の状況の調査後に決定しますが、申請内容・添付書類等に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ② 入所基準に該当し、児童に歩行や言語など発達の遅れ、疾病、アレルギー等があると思われる場合は申込み用紙への記入を確実にお願いします。また、面談の際にも必ずお申し出ください。
ただし、医師などの専門家が、集団保育に向かないと判断した場合や内定した園の受け入れ体制が整わない場合、入所できないことがありますのでご了承ください。
- ③ 自己都合により1ヶ月以上通園しない場合は、退所となります。里帰り出産の場合は2ヶ月以上通園しない場合は、退所となります。
- ④ 在園中の児童が、病気（入院、自宅療養）により、2ヶ月以上の長期欠席となる場合は、退所となります。
※病気等により連続して1ヶ月以上欠席する場合は、保育・幼稚園課（入所係）へ欠席届と診断書【所定の様式あり】の提出が必要になります。

●お申込みされたみなさまへ

- ① 保育所等へ入所が決定した場合、保育料の口座引き落としの手続きにご協力ください。口座登録がない場合、毎月納付書を発送いたしますので、金融機関でのお支払いをお願いいたします。決められた保育料を納入しない場合は差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- ② 児童の父母は、別居中であっても、証明書の提出が必要です。
※離婚調停中である旨が確認できる書類の提出があれば、別居の保護者の証明書は提出不要です。
- ③ 保育所入所は、児童の保育の必要性により選考されます。入所申込状況によっては、ひとり親世帯であるために必ず入所できるということではありませんのでご理解ください。
- ④ 勤務先、勤務日数(時間)の変更や退職、世帯状況の変更等、申込時と提出書類の内容に変更がある場合は必ず保育・幼稚園課（入所係）へご連絡ください。
- ⑤ 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康手帳（母子手帳）の分娩予定日が記載されているページの1ページを必ず提出してください。育児休業を取得する場合も、証明書を提出してください。
※育児休業期間中に既に在園している児童の継続入所が認められる期間は、原則生まれた児童の1歳の誕生日の前日までです。やむを得ず、育児休業の延長をする場合はご連絡ください。